

いじめ防止対策推進法制定以降の主な取組

第183回国会において「いじめ防止対策推進法」が成立、平成25年6月28日に公布、9月28日に施行された。(資料2-1 資料2-2)

本法律は、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備するために制定された。いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めている。

1. いじめ防止基本方針の策定 資料3-1 資料3-2

法第11条に基づき、「いじめ防止基本方針策定協議会」を設置、10月11日に「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定した。

2. 法律及び基本方針の周知の状況

○ 通知の発出

平成25年6月28日、法律の成立について、同年10月11日、いじめ防止基本方針の策定について、都道府県教育委員会等に対して通知を発出して周知。

また、平成26年4月23日、新年度の機会を捉え、主に新任の担当者向けに、いじめ防止対策推進法に関する基礎資料や対応のポイントがわかる資料を取りまとめ、改めて周知。

○ 教職員及び教育委員会等の関係者に向けた説明会等の開催

平成25年10月31日、11月1日の2日間、文部科学省において、教職員及び教育委員会等の関係者に対して、いじめ防止基本方針等を説明する「いじめの防止等に関する普及啓発協議会」を開催。(今年度も開催予定 資料4-2)

また、平成26年5、6月に全国6ブロックで開催したの、「いじめの問題に関する指導者養成研修」(独立行政法人教員研修センター主催)でも、法律及び基本方針の内容を周知。(来年度も開催予定)

- 各地域における説明会等の開催の促進
各地域での積極的な法律の周知を促すため、各地が開催する法律の説明会等に、文部科学省職員が講師として参加。

3. いじめ防止基本方針に基づく取組の実施

- 職能団体との連携 **資料4-3**
法に定める「重大事態」の調査では、専門的知識を有する第三者の参画が有効であり、職能団体からの推薦等により、この人選が適切かつ迅速に行われるよう、日本弁護士連合会や日本医師会等の職能団体に対して、文部科学省から連携・協力を依頼。
- 子供主体の活動の促進 **資料4-4**
いじめ問題に関する子供サミットの開催を平成27年1月頃に予定していることを、各都道府県・政令市に事前連絡し、サミットまでに、各地で子供自身の主体的な取組を計画的に積み上げ、サミットを成果交流の場とできるよう準備いただくよう依頼（平成26年5月）。
- いじめ対策関連予算の拡充 **資料4-5**
「いじめ対策等総合推進事業」を前年度比1億円拡充
（平成26年度予算額48億円（平成25年度：47億円））
- 法律に基づく取組状況の把握 **資料5-1** ~ **資料5-3**
例年実施している、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の調査項目等に、地域基本方針の策定状況や、各学校に置く組織の設置状況など、法律に基づく取組の状況に関する項目を追加（平成26年2月に調査発出。公表は平成26年9月を目処）
- 指針の策定 **資料6-1** **資料6-2** **資料7**
法律や国の基本方針の内容をより具体的かつ詳細に示すための指針について、有識者会議等において検討中（具体的には、自殺が起こったときの調査の指針と、不登校のケースの調査の指針について検討中）。